

平成27年度 指定管理業務 事業評価書

施設名	袖ヶ浦市都市公園（近隣公園、街区公園）及び緑地
施設所管課名	都市整備課
指定管理者名	袖ヶ浦市造園協同組合
指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日（5年間のうち2年目）
利用料金制	<input type="checkbox"/> 導入 <input type="checkbox"/> 一部導入 <input checked="" type="checkbox"/> なし ※「一部導入」は利用料金制を導入しているが指定管理料を支出している施設

1 施設の概要

施設の所在地	袖ヶ浦市内
施設の設置目的	市民に憩いと安らぎのある場を提供する。
指定管理業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園及び緑地の運営に関すること。 ・都市公園及び緑地の施設・設備の維持管理に関すること。 ・自主事業の運営に関すること。 ・その他都市公園及び緑地指定管理者業務仕様書のとおり 施設の管理運営上必要な業務 自己評価の実施 指定期間終了における引継業務など

2 利用状況

項目	今年度 計画値	今年度 実績値	対計画比 (%又は増減)	前年度 実績値	対前年度比 (%又は増減)
開館日数	366	366	100.0%	365	100.3%
施設利用者数	—	—	—	—	—
施設稼働率	—	—	—	—	—
事業開催数	2	2	100.0%	2	100.0%

3 施設の経営状況

(単位：千円)

項目	今年度 計画値	今年度 実績値	対計画比 (%又は増減)	前年度 実績値	対前年度比 (%又は増減)
指定管理料	60,547	60,547	100.0%	60,547	100.0%
面積当たり管理コスト	0.21	0.21	100.0%	0.21	100.0%
面積当たり自治体負担コスト	0.21	0.21	100.0%	0.21	100.0%

[評価結果]

評価項目	評価基準	自己 評価	所管課 評価
I 履行の確認			
1 施設全般の管理運営に関する業務			
(1) 職員配置	基準に基づき、適切な人員配置がされたか	A	A
(2) 職員研修	業務に必要な研修・教育が適切に行われたか	A	B
(3) 利用促進業務	利用者拡大のための利用促進業務が適切に行われたか	B	B
2 利用者に関する業務			
(1) 利用状況	利用者数・稼働率等は、適切な水準であるか	—	—
(2) 利用[使用]料金	利用料金の設定、利用[使用]料金の徴収・減免・還付の手続は適切であるか	—	—
3 保守点検並びに清掃等業務等			
(1) 施設等点検業務	施設点検、遊具点検は適切に行われたか	A	B
(2) 清掃業務・維持管理業務	基準に基づき、清掃業務・維持管理が適切に行われたか	A	B
(3) 保安・警備業務	基準に基づき、保安・警備業務が適切に行われたか	A	B
(4) 修繕業務	基準に基づき、修繕業務が適切に行われたか	A	B
4 事業の実施に関する業務			
(1) 指定事業	基準に基づく事業が適切に行われたか	A	B
(2) 自主事業	施設の目的に沿った自主事業が適切に行われたか	A	B
5 個人情報の取扱	個人情報の取扱いが適正に行われたか	A	B
I の総括	当該施設評価項目数 《標準評価項目数 12本》	10本	A B
* 指定管理者の自己評価	計画通り、適正に行われました。		
* 施設所管課の評価	草刈や清掃、剪定業務については、適切に実施していた。もくもくフェスタやカブト虫配布事業では、特性を生かし概ね好評だった。		
II サービスの質の評価			
1 利用者満足度	利用者アンケートを実施し、その結果は妥当であるか	B	B
2 維持管理業務 (清掃、備品等の維持管理)	日常清掃業務や衛生管理は適正であるか 備品などの設備の維持管理は適正であるか	A	B
3 運営業務 (苦情対応等、接客対応等)	公園利用者への対応は適切か	A	B
4 指定・自主事業(事業内容の質)	実施された事業内容は、質の高いものであったか	A	B
II の総括	当該施設評価項目数 《標準評価項目数 4本》	4本	A B
* 指定管理者の自己評価	苦情対応は全て適切に対応し、利用者とのトラブルはありませんでした。		
* 施設所管課の評価	利用者からの苦情や要望について、適切に対応し評価できる。		

総合評価		I・II を合わせた総合評価	自己評価	所管課評価
			A	B
総合評価に係る 総括意見	指定管理者	公園及び緑地管理については、計画通り適正に行いました。		
	施設所管課	除草作業は地元と調整を図り、地元行事等に併せて実施した。		
その他特記事項 (成果・改善等)	指定管理者	利用者からのご意見や苦情等を直接連絡いただけるように、各公園に連絡先を明記した看板等を設置しました。		
	施設所管課	苦情や要望に対し適切に対応していた。公園での苦情が直接指定管理者へ連絡が入るように取り組んでおり、市への連絡も若干減ったがより一層の改善を図るよう指導する。		

《評価区分》

①評価基準	A (優良) = 協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である B (良好) = 協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った内容である C (課題含) = 協定書等の基準を遵守しているが、内容の一部に課題がある D (要改善) = 協定書等の基準が遵守しておらず、改善の必要な内容である
②総括	A (優良) = 評価基準がすべてB以上であり、かつAが過半数以上である B (良好) = 評価基準がすべてC以上であり、かつB以上が8割以上である C (課題含) = 評価基準がすべてC以上である D (要改善) = 評価基準にDが含まれている
③総合評価	A (優良) = 総括がすべてB以上であり、かつAが1つ以上である B (良好) = 総括がすべてB以上である C (課題含) = 総括がすべてC以上である D (要改善) = 評価基準にDが含まれている